

## 秘密保全法制定に反対する会長声明

平成23年8月8日、政府の要請に基づき、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）を政府に提出し、現在政府は秘密保全法案の制定を企図している。同法案は今国会においてはその提出が見送られたが、政府は未だ同法案の制定を目指す意思を変じていない。

しかしながら、報告書の提案する秘密保全法案は、以下に述べるように、憲法上の諸権利を侵害するなど重大な問題を含んでおり、到底容認できるものではない。

### 1 立法事実を欠くこと

報告書は、情報漏洩事件の発生を受け、国の利益や国民の安全を確保するためには、秘密保全法制の整備が必要であると指摘する。しかし、我が国には既に国家（地方）公務員法や自衛隊法等の秘密保全法制が存在しており、新たな立法の必要はない。また、立法のきっかけとなった尖閣諸島沖中国船追突映像流出は国家秘密の流出というべき事案ではない。さらに、過去の情報漏洩事件はほとんどが起訴猶予とされており、新たに重い法定刑を定めるまでの立法事実は存在しない。

### 2 「特別秘密」の概念が過度に広範で不明確であること

報告書は、罰則をもって保全されるべき「特別秘密」について、「①国の安全②外交③公共の安全及び秩序の維持」の三分野がその対象となるとしつつ、「自衛隊法の防衛秘密の仕組みと同様に、『特別秘密』に該当しうる事項等を別表であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定」すれば特別秘密の対象を十分に限定できるとする。

しかし、三分野のそれぞれの概念自体が曖昧である上、特別秘密の対象事項を自衛隊法の別表4のように網羅的に列挙するのであれば、十分な限定であるとはいえない。さらに、特別秘密の指定権者が行政機関等であり、第三者機関によるチェックの仕組みもないのであるから、国民が知るべき情報が行政機関等の恣意的な判断により「特別秘密」に指定され、国民の知る権利が不当に侵害されるおそれがある。

### 3 罪刑法定主義に反するおそれがあること

報告書は、「特別秘密」を故意又は過失により漏えいする行為、「特別秘密」の「特定取得行為」等を処罰の対象とするとしているが、「特別秘密」の概念が広範・不明確であることは前述のとおりである。

また、報告書は、「特定取得行為」として二つの行為類型をあげつつ、他方で、「特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの」であるともいう。そうすると、実際の条文では、「特定取得行為」の構成要件に「その他社会通念上是認できない行為を手段として特別秘密を取得する行為」というような曖昧な文言が取り込まれる危険性がある。

このような広範・不明確な構成要件は、いかなる行為が処罰されるのかを予測しえないものであり罪刑法定主義に矛盾・抵触するおそれがある。

#### 4 報道や取材の自由に重大な影響を及ぼす恐れがあること

「特別秘密」「特定取得行為」の概念が広範・不明確であるため、報道関係者は、いかなる情報をいかなる手段で取材することが「特別秘密」の「特定取得行為」に該当するのかを判断し難い。そのため、処罰をおそれて取材行為が萎縮することとなり、報道や取材の自由が侵害されるおそれがある。取材や報道の萎縮は、国民の知る権利の侵害にもつながるものである。

#### 5 適性評価制度によりプライバシー権が侵害されるおそれがあること

「適性評価制度」においては、特別秘密を取り扱わせようとする者(対象者)及びその配偶者等の人定事項のほか、学歴・職歴、外国への渡航歴、犯罪歴、信用状態、薬物・アルコールの影響、精神の問題に係る通院歴等が調査されることとなる。これらの情報は対象者等のプライバシー情報であり、十分に保護される必要があるが、報告書においては、これらの情報の保護の在り方について十分な検討がなされていない。

#### 6 国民の裁判を受ける権利が侵害されること

秘密保全法違反を理由に起訴された場合、検察側は「特別秘密」の内容を明らかにしないものと考えられるが、このような裁判は公開裁判であるとはいえず、国民の裁判を受ける権利は実質的に侵害される。

また、「特別秘密」の内容が明らかにされなければ、被告人や弁護人が「特別秘密」該当性を争いたくとも争いようがなく、被告人の防御権が侵害される。さらに、弁護人が弁護活動のために秘匿された国家秘密に接近しようとするれば、その調査活動が独立教唆、共謀等の罪に問われる可能性があるため、弁護活動は著しく制約されてしまうこととなる。

## 7 推進すべきは情報公開であること

日本の主権は国民にあるが、国民が国政について議論を尽くし意思決定を行うためには、必要な情報が公開されることが必要不可欠である。しかし、情報公開法や情報公開条例が制定されているとはいえ、いまだ国民には十分な情報公開がなされていないのが現状である。国民主権を実質的なものとするためには、情報公開法制の整備が急務である。秘密保全法の制定は、情報公開推進の流れに真っ向から逆行するものである。

## 8 結論

以上の理由から、当会は、当該秘密保全法の制定には反対であり、法案提出に強く反対の意思を表明する。

2012年（平成24年）5月17日

茨城県弁護士会  
会長 安江 祐